

東大阪市シェアサイクル実証実験事業 事業者募集要項
(公募型プロポーザル方式)

1. 事業の目的

東大阪市（以下、「本市」とする。）の鉄道網は東西に発達しており、大阪市や奈良方面へのアクセスが非常に便利なものの、南北の鉄道は西部地域を縦断する JR おおさか東線が唯一の路線となっている。南北の移動に関しては鉄道とあわせて路線バスが活用されているものの、近年路線バスの減便、廃止が続いていることから、新たな移動手段としてシェアサイクルの導入を検討している。

シェアサイクルの導入により、公共交通の機能補完、市内移動の利便性の向上、環境負荷の低減、市民の健康増進などさまざまな効果が期待できるものとする。

今回、IoTを活用したシェアサイクルを試験的に導入することで、既存の公共交通機関を補完する移動手段としての可能性や事業採算性、継続性等の検証を行うとともに、利用状況等のデータをまちづくりに生かすことを目的とする。

2. 事業概要

(1) 事業名称

東大阪市シェアサイクル実証実験事業

(2) 事業内容

「東大阪市シェアサイクル実証実験事業 仕様書」とおり

(3) 事業期間

令和4年10月1日から令和8年3月31日まで

協定締結日から事業開始日までは準備期間とする。

(4) 実施場所

東大阪市内全域

- ・ 鉄道全駅周辺（駅を中心に原則 200m圏内）及び市管理施設。ただし、現場状況及び施設管理上の問題が発生する場合は、本市と協議の上、設置の可否を決定する。
- ・ 利便性の向上が見込まれる民有地へのサイクルポート設置についても積極的に提案を行うこと。

3. 参加資格

以下の要件をすべて満たしている者とする。

- (1) 東大阪市財務規則（以下、「規則」という。）第86条及び第88条に基づく令和3・4・5年度入札参加有資格者名簿に登録があり、7. 提出書類提出時点において市からの入札参加停止措置を受けていないこと。ただし、令和3・4・5年度入札参加有資格者名簿に未登録であっても、7. 提出書類 No. 5 または、No. 6を提出し、財務規則第86条に定める資格を有すると認められた場合はこの限りではない。なお、必ず令和3・4・5年度入札参加有資格者名簿に登録されるよう、次回の入札参加資格審査申請手続きを行うこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号の規定に該

当しないこと。

- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て中又は更生手続中でないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て中又は再生手続中でないこと。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て又は破産手続開始決定がされていないこと。
- (6) 国税、府税及び市税の滞納がないこと。
- (7) 東大阪市暴力団排除条例第2条第1項第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定するその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者若しくは、暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しないものの統制下にある団体でないこと。
- (8) 自治体との共同によるシェアサイクル事業、あるいは同様の事業の実績を有していること。

4. 参加申込者の失格に関する事項

参加申込者は、以下のいずれかに該当した場合は、失格とする。また、優先交渉権者が協定締結するまでの間に次のいずれかに該当した場合又は該当していることが判明した場合は、優先交渉権者の決定を取り消し、その者とは協定を締結しない。

- (1) 提案者がプロポーザル参加資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出期限までに書類が提出されない場合
- (3) 提出書類に不備がある場合（軽微な場合を除く）
- (4) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (5) 著しく信義に反する行為があった場合
- (6) 企画提案書の記載内容が法令違反など著しく不適当な場合
- (7) 本事業について2案以上の企画提案をした場合
- (8) 本件に関して、本書に定める以外の方法により、本市職員に直接又は間接の連絡を求めた場合
- (9) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

5. スケジュール

No.	内容	日時	提出方法・備考
1	公募開始	令和4年7月15日（金）	—
2	質問受付期限	令和4年7月20日（水）	17時30分までメールにて受付
3	質問への回答期限	令和4年7月22日（金）	正午までにホームページにて公開
4	企画提案書等提出期限	令和4年8月4日（木）	郵送、持参にて受付

5	プレゼンテーション実施案内通知	令和4年8月5日(金)	メールにて通知
6	プレゼンテーション	令和4年8月10日(水)	
7	審査結果通知日	令和4年8月12日(金)	メールにて通知
8	協定締結	令和4年8月	
9	準備期間	協定締結後～令和4年9月	
10	事業開始	令和4年10月1日(土)	

提出書類については、提出方法にかかわらず、締切日の17時30分必着とする。

持参にて提出の場合、平日の9時から17時30分までの間に持参すること。

(ただし、12時から12時45分の間を除く)

6. 質問の受付及び回答

(1) 受付方法

電子メールでの受付とする。

件名を「東大阪市シェアサイクル実証実験事業に関する質問(事業者名)」とし、「【様式4】質問書」に必要事項を記入の上、Word形式で添付すること。

質問書到達後、1営業日以内に受信完了の旨返信を行うが、本市より返信がない場合は電話確認を行うこと。

(2) 提出期限

「5. スケジュール」のとおり。

(3) 提出先

「13. 担当課」のとおり。

(4) 回答方法

自転車対策課のホームページにて回答する。

回答日は「5. スケジュール」のとおり。

※本市において意図を変えない範囲で内容を編集し、回答を行う場合もある。

(5) 留意事項

- ・ 電話、FAX及び口頭による本市職員への質問並びに個別のヒアリングは厳禁とする。
- ・ 質問無き場合並びに見解を異にする場合は、本市の決定に基づくものとする。

7. 提出書類

本プロポーザルに参加しようとする者は、以下の書類を郵送または持参により提出すること。

(1) 提出書類

No.	提出書類名	提出部数	備考
1	【様式1】東大阪市シェアサイクル実証実験事業 プロポーザル参加申込書兼誓約書	1部	正本に添付

2	【様式2】会社概要書	1部	正本に添付
3	【様式3】業務実績調書	1部	正本に添付
4	企画提案書 【構成】 ・表紙 ・基本方針 ・運営実績・体制 ・サービス内容 ・設備・保守 ・企画・提案 ・安全管理 ・その他	正本1部	企業名を記載のこと。
		副本10部	企業名は記載不可。
		電子データ（CD-R）1枚	No.1～6（正本）を収めたもの。
		詳細は「8. 企画提案書の提出について」を参照のこと。	
5	契約課受付印押印後の受付票の写し	1部	令和3・4・5年度入札参加有資格者名簿未登録かつ令和3・4・5年度入札参加資格審査申請手続き済みの者のみ提出。
6	・印鑑証明書 ・暴力団排除に関する誓約書 ・納税証明書（国税、市税） ・法人登記簿謄本 ・決算報告書 ・営業許可証または登録証明書等 ・使用印鑑届 ・資本関係・人間関係調書	1部	令和3・4・5年度入札参加有資格者名簿未登録かつ令和3・4・5年度入札参加資格審査申請手続きを行っていない者のみ提出。

(2) 受付期限

「5. スケジュール」のとおり。

(3) 提出先

「13. 担当課」のとおり。

(4) 辞退

プロポーザル参加申込書兼誓約書の提出後に提案を辞退する場合は、速やかに「【様式5】辞退届」を郵送または持参により提出すること。

8. 企画提案書の提出について

- (1) 様式はフリーとするが、A 4 サイズ両面印刷（縦・横は自由）とし、ページ番号を付すこと。また、カラー印刷可能とする。
- (2) 企画提案書全体で 40 ページ以内とする。
（表紙を付けること。ただし、表紙はページ数に含まない。）
- (3) サイクルポートの設置について、別紙 1「サイクルポート候補地一覧」及び別紙 2「サイクルポート設置目標」を考慮して提案するものとし、年度ごとのサイクルポート設置数及び設置台数を企画提案書に明記すること。
- (4) 公平・公正な審査に資するため、正本の表紙のみ提案者名を記載し、副本には提案者名や企業ロゴなど、参加者が特定・推測されるおそれのある表記は一切記載しないこと。
- (5) 電子データの形式は、下記のいずれかで表示、印刷できるものとする。
 - ・ Microsoft PowerPoint 2016
 - ・ Microsoft Word 2016
 - ・ Microsoft Excel 2016
 - ・ Adobe Acrobat Reader DC

9. プレゼンテーションの実施

- (1) 実施日
「5. スケジュール」のとおり。
- (2) 実施時間・場所
プレゼンテーション実施案内通知に詳細を記載し、「【様式 1】東大阪市シェアサイクル実証実験事業 プロポーザル参加申込書兼誓約書」記載のメールアドレスへ送付する。送付日は「5. スケジュール」のとおり。
新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況により、オンライン方式で実施する場合がある。
- (3) 実施方法
各事業者 4 名までの出席とし、1 事業者 50 分とする。
（プレゼンテーション 25 分、質疑応答 25 分）
- (4) 注意事項
 - ・ 提出した企画提案書に基づきプレゼンテーションを行うこととし、未提出の資料は使用しないこと。
 - ・ プレゼンテーションに使用する機器（P C、H D M I ケーブル等）については、事業者自ら準備すること。大型モニターは本市で用意する。

10. 事業者の選定

- (1) 評価基準
別紙「東大阪市シェアサイクル実証実験事業 評価基準」のとおり。
- (2) 選定方法

本市の庁内関係者で構成する事業者選定委員会において提案内容の審査及び採点を行い、以下の通り優先交渉権者の選定を行う。

- ① 別紙「東大阪市シェアサイクル実証実験事業 評価基準」に基づき審査を実施し、総合得点（審査項目の全項目の合計点）が最高得点の者を優先交渉権者として選定する。
- ② 総合得点が高得点の者が複数であった場合は、委員会の合議により順位を選定する。
- ③ 総合得点の最高得点の者が協定を締結しない場合、第二位の者を優先交渉権者とする。
- ④ 総合得点が6割を超えない場合は失格とする。
- ⑤ 応募者が1社であっても選考を実施するが、総合得点が6割を超えない場合は選定しない。

（3）選考結果の通知

審査結果については、「5. スケジュール」に記載の期日までに、全ての提案事業者（辞退者を除く。）に対し電子メールにて通知する。また、自転車対策課のホームページにて公表する。

1 1. 協定の締結

- （1）優先交渉権者との協定交渉が成立した場合は、当該事業者を協定者として決定し、協定の締結を行うものとする。その場合、当該事業者は令和4年8月中に協定が締結できるように速やかに手続を進めること。なお、その際に当該事業者が提案した内容は、仕様書に規定されたものと見なす。
- （2）優先交渉権者との協定が成立しなかった場合は、プロポーザルの提案順位が次点の者が優先交渉権者となり、協定交渉を行い、成立した場合には、当該事業者を協定者として決定し、協定締結を行うものとする。

1 2. 留意事項

- （1）企画提案書の作成等プロポーザルに要する費用は、すべて提案者の負担とする。
- （2）提出書類は選定結果にかかわらず返却しない。
- （3）審査内容、結果についての異議は認められない。
- （4）企画提案書で表明された内容が協定内容となるため、実現性が低いにもかかわらず提案するようなことがないこと。優先交渉権者に決定された後であっても業務目的が達成できないことが確認できた場合には協定を締結しない場合がある。それに伴う提案者が被る損害について、本市は一切賠償しない。
- （5）書類等の作成に使用する言語、通貨及び単位は日本語及び日本国通貨を使用すること。

1 3. 担当課

〒577-8521 東大阪市荒本北一丁目1番1号 東大阪市本庁舎 14階

東大阪市土木部道路管理室自転車対策課 担当：住野、野地

TEL：06-4309-3220 / FAX：06-4309-3836

E-Mail：jitensha@city.higashiosaka.lg.jp